

令和5年度 札幌市障がい者虐待防止相談事業

障がい者虐待防止啓発講座 2

(合同開催)障がい者虐待防止研修

# 「障がい者虐待は起こさない」

養護者・支援者のための

## 虐待防止の視点

②第2部 虐待発生時の対応

③第3部 権利擁護の視点 (動画 42分、資料24頁)

関西福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科

教授 谷口 泰司 氏

## 【第2部】

# 虐待発生時の対応

# 通報は“義務”

## 【通報に関する規定】

「発見した者は、速やかに通報しなければならない。」

→ 生命・身体に重大な危険があるか否かを問わず、  
全て義務

※ 高齢者虐待防止法では、

- ① 養護者虐待： 生命・身体に重大な危険がない場合は“努力義務”
- ② 従事者虐待： 他の従事者による発見は義務、その他の者による発見は①に同じ

# 通報の重要性

通報しない場合の弊害	通報の効果・意義
<ul style="list-style-type: none"><li>• 虐待がエスカレート(最終的には深刻な状態まで)</li><li>• 最初のためらいが以降も継続</li><li>• 不信感による退職</li><li>• 行政と警察による介入(悪質な隠蔽の場合は厳しい処分)</li><li>• 社会的なダメージ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 被害の最小化</li><li>• 道義的責任の最小化</li><li>• 刑事責任・民事責任の最小化</li><li>• 社会的信用の維持</li></ul>

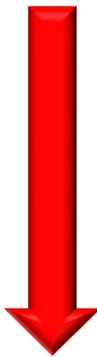
結果として、**初期段階での通報**が、

① 利用者・家族、② 従事者、③ 施設・法人、④ 制度への信頼の**全てを救う行為**となる。

# 被虐待者の安全確認・保護

- 虐待発生時においては、何を置いてもまず被害者の安全を確認し、安全が確保されない場合には、“適切に”保護しなければならない。

※ 虐待の事実が確認されるまでは、全て「虐待があったもの」として取り扱う（**虐待事実の判断は行政**）。



（この時点での対応を誤れば・・・）

「誰を（何を）守ろうとしたか（しなかったか）」

- 施設・事業所そのものの死命を制する。
- 従事者のその後の人生に大きな影響を与える。

# 報告と調査協力

- 事故発生時の対応（都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡等）については「人員、設備及び運営に関する基準」、市町村等による調査への協力については各法に明記



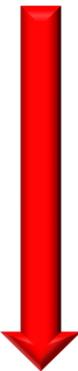
- 市町村等の調査に対する拒否・虚偽答弁等
  - ① 事業者が拒否 → 指定取り消しの対象となりうる
  - ② 従業者が拒否 → 同上（事業者が“相当に”監督した場合等を除く）

# 処分と謝罪・賠償等対応

- 虐待防止法は、“防止”のための法であり、虐待を行った者・事業所を処分するものではない。
- 重大な被害を受けた場合は、刑法や他の個別法を適用した処罰が行われるが、これらが無い場合（該当しない場合を含む）でも、事業所としての厳正な処分（対人）と環境改善（対物等）が必要
  - 人権侵害という領域に対する事業所の姿勢
- また、何よりもまず“虐待にあった当事者・家族への謝罪”が誠意を持って行われなければならない。
- 賠償・事業所の変更等についても同様

# 養護者の支援

- 養護者による虐待の要因は極めて多様かつ複雑

- 
- ✓ 長期間にわたる支援の疲れ・将来に対する閉塞感
  - ✓ 世帯全体の経済的困窮
  - ✓ 家族間の人間関係(強弱関係・過度な共依存)
  - ✓ 高年齢層に多い障害に対する偏見・周囲への遠慮 等

- 対症療法だけでなく、要因の根本的な解消が必要

- ✓ 家族関係の修復とともに世帯全体の生活の安定に対する支援
- ✓ 支援にかかる負担の軽減・閉塞感の解消に向けた支援 等

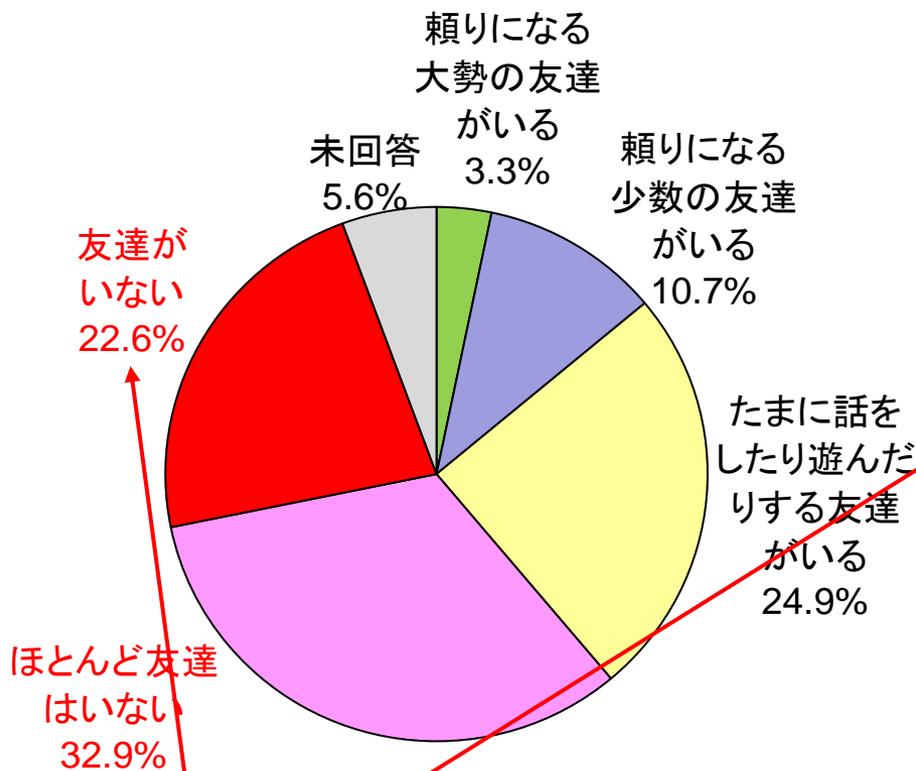
養護者支援は虐待の再発・未然防止に最も効果がある

利益相反状態にある場合は、支援者を分けることが原則

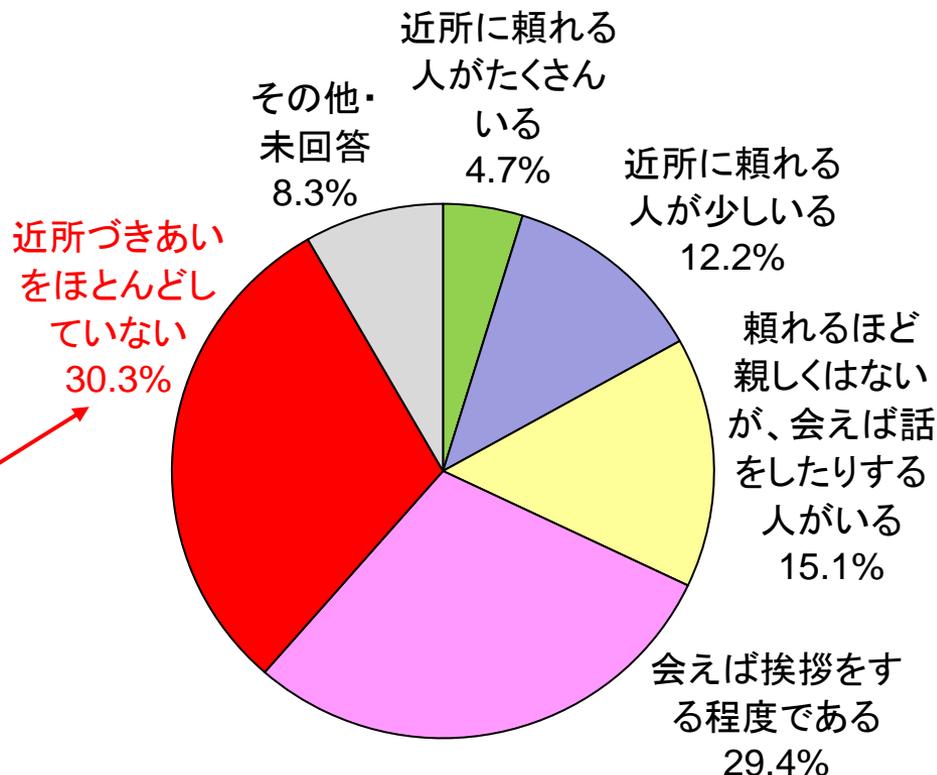
参考)

# 孤立から包摂へ

## 友達つきあい



## 近隣とのつきあい



兵庫県調査(2017年度): 県内居住の35歳以上の知的障害者400人を抽出

従来の公的支援にはない視点 → 親なき後の課題を増幅



第1・2部のまとめにかえて…

【ご本人・ご家族の方々へのメッセージ】

**「一人で悩まない」「家族で抱え込まない」**

- 何かあれば、身近な「相談支援事業所」「行政窓口」へ  
→ 札幌市の場合、指定特定(または一般)相談事業所や  
各区の保健福祉課などが該当

**「相談は全てのはじまり」(まずはここから)**

第1部 「取組時の留意点」

第2部 「虐待発生時の対応」

虐待防止



権利擁護

第3部 「権利擁護の視点」

第1・2部のまとめにかえて…

【支援者（従事者ほか）・地域の方々へのメッセージ】

## 「早期の発見・通報は全てを救う」

- 虐待に限らず、疑問に思った時点で、まずは相談・通報を
  - 虐待の判断は行政機関が行います。
  - 通報された方が不利益を被ることは一切ありません。
  - 早期の通報は、結果的には全ての人を救います。

第1部 「取組時の留意点」

第2部 「虐待発生時の対応」

虐待防止



権利擁護

第3部 「権利擁護の視点」

第3部の視聴にあたって…

【支援者(従事者ほか)・ご家族・地域の方々へのメッセージ】

**「本人の想いの最大限の尊重と寄り添い」**

- まずは「本人の思い・願い」を汲み取ることからはじまる。
  - 上記を抜きにした行動・言動は「支援ではない」
- 思い・価値観は「十人十色」
  - 支援者・周囲の価値観の押し付けは「本人不在」

## 【第3部】

# 権利擁護の視点

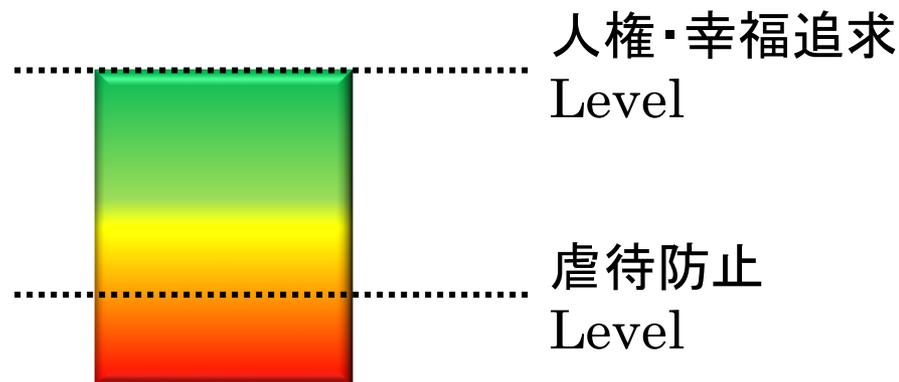
# 虐待防止は目的ではない

## 【虐待防止は“結果”】

- 実は・・・虐待防止は、施設・事業所の「〇〇のための様々な取組み」の結果として達成されるべき  
→ 虐待防止は“目的”ではなく“結果”



- 〇〇とは・・・？  
「対象者の人権」  
「対象者の幸せ」  
など



権利擁護を意識した継続的かつ一貫した支援の展開が、結果的に最も有効な虐待防止の取り組みとなる。

# 成年後見と意思決定支援

- 成年後見制度は、代理行為等を中心とした権利擁護の仕組み

後見類型 ≡ 民法上の死刑？

- 障害児・者が、**自分以外の他者(家族を含む)に支配されない**ための社会的支援が“権利擁護”であり“本人支援”  
→ これを忘れると、支援者は容易に支配者となる…



**意思決定支援への取り組みが最重要かつ大前提**

# 意思決定支援の特徴

- 考えることの対象・素材を**具体的に**示す。
- いくつかの**選択肢**を示す。
- 支援者の考えをクリアに出さない・**誘導しない**。
- 一緒に悩む（悩むという**時間が大切**）。
- 迷う**時間を充分にもつ**。
- その人の言葉になるのを**待つ**。



後見制度等では見過ごされがちな点

「〇〇療法」「〇〇プログラム」を導入する前に…

どれだけの「時間」を利用者と向き合っているか

# ピープル・ファースト

写真の子ども(5歳:重症心身障害児)に会ったとき、

- ① 最初にどこに意識がいきますか？
- ② 最初にどのような言葉かけをしようと思いますか？



~~Disabled~~ People

People with some issues

“障害”児(者)が先か“子ども(人)”が先か  
→ このことの意味が問われている…

# 虐待防止と自己決定

リスクマネジメントとセーフティマネジメントの併用

リスクマネジメント	セーフティマネジメント
事故やリスクを中心に、 予防や再発防止を考えるマネ ジメント	利用者の暮らしを中心に、 尊厳を守り個別ケアを重視し たマネジメント
職員のエラー・施設等の体制 不備による事故	利用者の生活行為に伴う事故

- 万が一があると困るからね (-\_-;) 
- 万が一しかないからね (^\_^)

「私の子どもは後者の方々に勇気づけられ今日までできました。」  
(重症心身障害児を育てる母親の言葉より)

参考)

## 自立支援の視点

- 一般的に「自立」の反対語は「依存」だと勘違いされていますが、人間は物であったり人であったり、さまざまなものに依存しないと生きていけない。
- “障害者”というのは、「**依存先が限られてしまっている人たち**」のこと。健常者は何にも頼らずに自立していて、障害者はいろいろなものに頼らないと生きていけない人だと勘違いされている。けれども真実は逆で、健常者はさまざまなものに依存できていて、障害者は限られたものだけにしか依存できていない。



熊谷晋一郎氏  
小児科医／東京大学  
先端科学技術研究セ  
ンター・特任准教授

参考)

## 自立支援の視点

- 実は膨大なものに依存しているのに、「私は何にも依存していない」と感じられる状態こそが、“自立”といわれる状態なのだろうと思います。だから、自立を目指すなら、むしろ依存先を増やさないといけない。
- 障害者の多くは親か施設しか頼れず、依存先が集中している状態です。だから、障害者の自立生活運動は「依存先を親や施設以外に広げる運動」だと言い換えることができると思います。



熊谷晋一郎氏  
小児科医／東京大学  
先端科学技術研究セ  
ンター・特任准教授

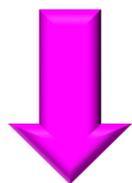
介護保険の自立(身辺自立)とは次元と視点が異なる

# 利用者の位置向上を通じた虐待防止

- これまでの虐待防止は“利用者不在”ともいえる。  
→ “上下・非対等”な関係である限り、従事者の取り組みだけでは虐待の温床は解消されない。

「言い返さない相手との関係が継続する危険性」

「表面化する恐れがない中での関わりの危険性」



「**不適切な関わりをすれば表面化する**」ように、利用者の権利意識を高める・擁護することが大事

# 障害ある娘殺し心中未遂の母

謝りながら首絞めた」

## 裁判員裁判 量刑どう判断

知的障害がある長女（当時41）の首を絞めて殺し、無理心中しようとしたとして、殺人罪に問われた〇〇市、無職〇〇被告（65）の裁判員裁判の初公判が神戸地裁姫路支部であった。起訴内容に争いはなく、量刑が争点になる。

# 虐待の最も悲惨な例

おわりに)

起訴状によると、〇〇被告は2009年9月8日午後7時45分ごろ、〇〇市〇〇の〇〇川河川敷で、長女の首を帯ひもで絞めて窒息死させたとされる。長女を殺した後、〇〇被告は自分の首をナイフで切って、軽傷を負った。

検察側は冒頭陳述で、

〇〇被告は、家計の苦しさや長女の介護を顧みない夫に「2人がいなかったら楽やのに」と言われたことから将来を悲観し、長女と死ぬことを決意したと述べた。

弁護側は、同情すべき点があるとして「執行猶予付きの判決がふさわしい」と訴えた。弁護側の被告人質問に対し、〇〇被告は「以前、長女は施設に入ったがなじめなかった。私が死ぬともう長女を託せる人がいなかった」と述べ、「今度生まれてくるときは元気な体で生まれておいでと謝りながら首を絞めました」と泣きながら答えた。

29日以降、裁判員による被告人質問などがあり、判決は7月1日午後に予定されている。

# 娘さんが最期に見た景色は…

幼いころから母親に連れられて遊んだ、楽しい思い出の残る美しい風景だったろうか…



それとも…  
謝りながら首を絞める  
母親の姿だったろうか…



ご清聴ありがとうございました。

本報告に関するご批判・ご質問等は  
下記までお願いいたします。

[taniguchi@kusw.ac.jp](mailto:taniguchi@kusw.ac.jp)